

鳥取県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月27日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局職員の任免発令規程（昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育長以外の職員の場合</p> <p style="text-align: center;">(ア)</p> <p style="text-align: center;">鳥取県……に任命する</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育長以外の職員の場合</p> <p style="text-align: center;">(ア)</p> <p style="text-align: center;">鳥取県……に任命する</p> <p style="text-align: center;"><u>（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u></p>
<p>(ア) 職員の種類の別とする。</p>	<p>(ア) 職員の種類の別とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10</u></p>

<p>.....職.....級に 決定する</p>	<p>任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）第4条の規定により採用される職員（以下「任期付研究員」という。）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第2条第1項の規定により採用される職員（以下「特定任期付職員」という。）を採用する場合を除く。</p>	<p><u>第10条第1項の規定による）</u>職.....級に 決定する</p>	<p><u>条第1項の規定により採用する場合に限る。</u> 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）第4条の規定により採用される職員（以下「任期付研究員」という。）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第2条第1項の規定により採用される職員（以下「特定任期付職員」という。）を採用する場合を除く。</p>
<p>.....号給を給する</p>	<p>所属課所の長への採用の場合を除く。</p>	<p>.....号給を給する</p>	<p>所属課所の長への採用の場合を除く。</p>
<p>.....勤務を命ずる (イ)</p>	<p>(イ) 職名とする。</p>	<p>.....勤務を命ずる (イ)</p>	<p>(イ) 職名とする。</p>
<p>.....を命ずる 任期は...年...月...日までとする</p>	<p>任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項（第1号に限る。）又は第18条第1項の規定により採用される職員（以下「育児休業等任期付職員」という。）、特定任期付職員、任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用される職員（以下「一般任期付職員」という。）又は同条例第3条若しくは第4条の規定により採用される職員（以下「任期付職員」という。）を採用する場合に限る。</p>	<p>.....を命ずる 任期は...年...月...日までとする</p>	<p>任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項（第1号に限る。）又は第18条第1項の規定により採用される職員（以下「育児休業等任期付職員」という。）、特定任期付職員、任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用される職員（以下「一般任期付職員」という。）又は同条例第3条若しくは第4条の規定により採用される職員（以下「任期付職員」という。）を採用する場合に限る。</p>
<p>1週間の勤務時</p>	<p>任期付職員の採用等に</p>	<p>1週間の勤務時</p>	<p>任期付職員の採用等に</p>

<p>間は……とする</p> <p>2～13 略</p> <p>14 辞職（職員の意味によって退職させる場合） 辞職を承認する</p> <p>15～58 略</p> <p>第2 一般職の職員（非常勤職員に限る。）の場合</p> <p>1 任命</p> <p style="text-align: right;">(ア)</p> <p>非常勤職員（……）に任命する 報酬月額（報酬日額）（報酬額勤務1回につき）（報酬額勤務1時間につき）……円を給する ……勤務を命ずる 任用期間は…年…月…日までとし1箇月の勤務日数は17日以内（1週間の勤務時間は<u>29時間</u>以内）とする</p> <p>2～4 略</p>	<p>に関する条例第4条の規定により採用される職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用される職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</p> <p>(ア) 職名又は職種名とする</p>	<p>間は……とする</p> <p>2～13 略</p> <p>14 辞職（職員の意味によって退職させる場合） 辞職を承認する <u>（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による）</u></p> <p>15～58 略</p> <p>第2 一般職の職員（非常勤職員に限る。）の場合</p> <p>1 任命</p> <p style="text-align: right;">(ア)</p> <p>非常勤職員（……）に任命する 報酬月額（報酬日額）（報酬額勤務1回につき）（報酬額勤務1時間につき）……円を給する ……勤務を命ずる 任用期間は…年…月…日までとし1箇月の勤務日数は17日以内（1週間の勤務時間は<u>30時間</u>以内）とする</p> <p>2～4 略</p>	<p>に関する条例第4条の規定により採用される職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用される職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</p> <p><u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による任命権者の要請に応じて退職する場合に限る。</u></p>
---	--	---	--

第3及び第4 略

第1号様式（第2条関係）

辞 令 書

略

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第3号様式（第4条関係）

人事異動通知書

略

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第3及び第4 略

第1号様式（第2条関係）

辞 令 書

略

（注）用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

第3号様式（第4条関係）

人事異動通知書

略

（注）用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。